

廃棄物処理施設の適地選定調査



背景・目的

●一般廃棄物処理施設の適地選定は、一般廃棄物処理計画に定められる基本計画に基づき、処理に必要とされる施設の規模等が決定された後に行われるのが一般的です。

●廃棄物処理施設は、私たちの日常生活には必要不可欠な施設ではありますが、「施設の必要性は認めるが、自らの居住地域には建てないでほしい(NIMBY問題)」という迷惑施設として取り扱われる場合が多く、施設周辺の住民の理解を得ることが難しくなっています。そのため、候補地の選定に当たっては、地域の特性や候補地の状況を十分に精査したうえで、選定の手順と評価基準を明確にするとともに、わかりやすい表現で選定の経緯を公開し、住民の理解と協力を得て進めていくことが重要です。選定された候補地の状況によっては、都市計画の変更等が必要となる場合があります。

業務構成・ポイント

1次選定 候補とならない地域を除外

1次候補地(エリア)の選定(約10箇所)



2次選定 条件にあう候補地を選定

2次候補地(エリア)の選定(約3箇所)



3次選定 候補地から建設場所を決定

最終候補地の選定(1箇所)

※検討条件により、選定数等は異なります。

(1)1次選定

1次選定では、防災、自然保護、法的制約、文化財保護、学校、病院、福祉施設等の配置条件を整理し、その制約状況から施設整備が望ましくない場所を除外し、候補地となりうる地域(エリア)を選定します。

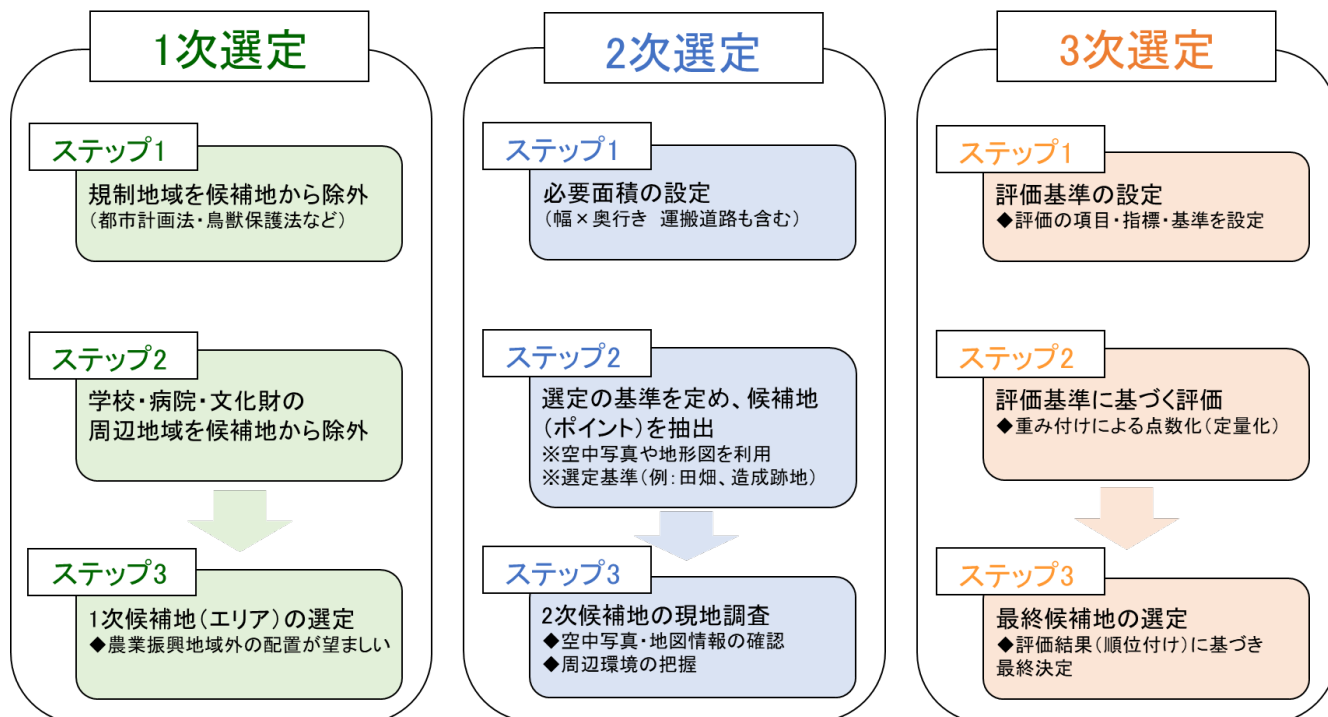
(2)2次選定

2次選定では、一般廃棄物処理基本計画や廃棄物処理施設整備基本構想等で定めた施設規模や整備内容に基づき、施設整備に必要な用地面積や用地条件も具体化することができるため、施設整備の条件に適合する候補地(ポイント)を1次選定で選定した候補地となりうる地域(エリア)から抽出します。この段階から候補地の所在地を明らかにしていきます。

(3)3次選定

2次選定で抽出した各候補地について定量的、定性的に評価・検討し、候補地を1箇所に絞り込みます。

【各選定段階の作業ポイント】



【選定された適地によって別途検討すべき事項】

①都市計画決定に関する資料作成

都市計画決定に関する資料は、都市計画決定する位置や面積を定める必要があるため、3次選定で、最終候補地が1箇所に絞り込まれた段階で資料の作成を開始します。

- ◆都市計画決定で必要となる事項：(例:○種類 ○名称 ○位置 ○区域 ○面積 ○処理能力)
- ◆都市計画決定で必要となる資料：(例:○計画書(様式) ○都市計画総括図 ○計画図 他)

②農業振興地域除外手続きに関する資料作成

農業振興地域の土地を建設予定地として利用するためには、まず、農用地利用計画を変更し、農業振興地域除外を行い、農地転用の許可を受ける必要があります。建設予定地として利用する場合は、農業振興地域域外に代替する土地がないこと、可能な限り農用地区域の利用上の支障が軽くすむ土地にすることなどの除外基準をすべて満たす必要があります。これらを踏まえたうえで、必要な手続きを行うための資料を作成します。

◆必要となる資料

(例:○転用地の状況 ○転用申請者について ○位置図 ○公図写し ○現場写真 他)

